

14 働く人たちのための社会保障制度

社会に出ると、仕事中にケガをしたり、病気になったり、会社が倒産して失業してしまったり、予測できないことがいろいろ起こります。

また、若いうちは考えもしないでしょうが、年をとって働けなくなった場合の収入を確保する必要なども出てくるでしょう。

ここでは、会社に雇用されている労働者（いわゆるサラリーマン）が加入することができる社会保険や労働保険について説明します。

(1) 労働保険

① 労働者災害補償保険（労災保険） ～仕事の原因でケガや病気をしたとき～

労災保険とは、労働者が仕事の原因でケガや病気をしたり、通勤途中にケガをした場合、またはそれらが原因で障害が残ったり、あるいは不幸にも死亡された場合に補償する制度です。

原則として労働者を1人以上雇用している事業主は、業種を問わず労災保険に加入しなければなりません。

保険料は、全額事業主（会社）負担です。

詳しくは、最寄りの労働基準監督署(P.42)にお問い合わせいただくか、岡山労働局のホームページ(<https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/>)をご覧ください。

② 雇用保険 ～失業したとき～

雇用保険とは、労働者が何らかの理由で失業したとき、再就職するまでの生活の安定と円滑な就職活動のために必要な給付などを行う制度です。

業種、規模に関係なく、労働者を雇用する全ての事業所に適用されます。（ただし、農林水産の事業のうち一部の事業は、当分の間、任意適用とされています。）

また、正社員のみならず、パートタイマーも一定の条件を満たせば加入しなければなりません。

保険料は、事業の種類と賃金額に応じて決められた金額を、労働者と事業主が一定の割合で負担します。

詳しくは、公共職業安定所（P.43）にお問い合わせください。

(2) 社会保険

① 健康保険 ～病気やケガをしたとき～

健康保険とは、労働者（被保険者といいます）やその家族が、仕事以外で病気やケガ、出産、死亡した場合に必要な給付を行い、健康の維持と生活の安定を図る制度です。

法人の事業所や常時5人以上の労働者を雇用する事業所（サービス業の一部等を除く）は、必ず加入しなくてはなりません。パートタイマーでも常用的使用関係にあれば被保険者となります。（公務員は共済組合に加入します。）

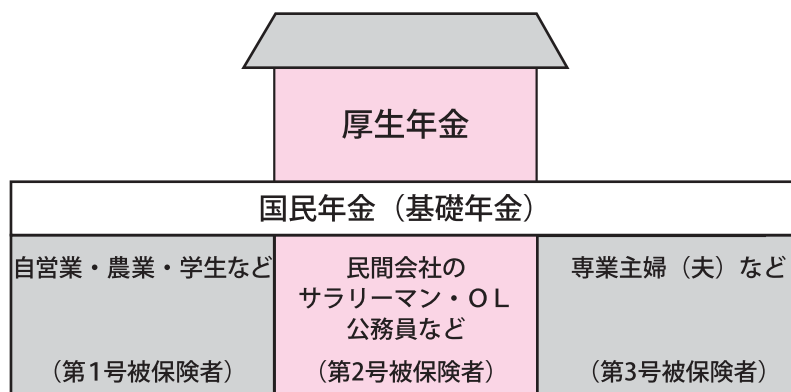
保険料は、賃金に応じて労働者と事業主でそれぞれ半額ずつ負担します。

詳しくは、日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>)、全国健康保険協会管掌健康保険については、協会けんぽ岡山支部のホームページ (<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/okayama/>) をご覧ください。

② 厚生年金保険 ～老後の生活のために～

年金とは、労働者が高齢で退職したり、病気やケガで障害者となったり、死亡した場合に、年金等を支給することによって、本人やその家族の生活の安定を図ることを目的とする制度です。

我が国の公的な年金制度は、国民年金を基礎年金として、その上に民間サラリーマンや公務員などが加入する厚生年金があり、いわゆる「2階建て」の構造になっています。



厚生年金と健康保険とは、適用される事業所や被保険者となる範囲はほぼ同一です。(公務員は共済組合に加入します。)

保険料も、健康保険と同じで賃金に応じて労働者と事業主でそれぞれ半額ずつ負担します。

詳しくは、厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) をご覧ください。